
出席議員（18名）

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
会計管理者	笠松洋二	君
総務課長	水戸敏見	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	武山昭彦	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	宮城利郎	君
福祉課長	鈴木仁	君
子ども家庭課長	長谷川敏	君
農政課長併 農業委員会事務局長	大場勝郎	君
商工観光課長	斎藤英泰	君

都市建設課長	加藤秀典	君
上下水道課長	平間広道	君
槻木事務所長	半沢美智子	君
危機管理監	小玉敏	君
地域再生対策監	相原光男	君
公共工事検査監	桑島康明	君
税収納対策監	奥山秀一	君
公共施設管理監	畑山義彦	君

教育委員会部局

教育長	船迫邦則	君
教育総務課長	伊藤良昭	君
生涯学習課長	相原健一	君

その他の部局

代表監査委員	中山政喜	君
--------	------	---

事務局職員出席者

議会事務局長	平間雅博
主任主査	太田健博

議事日程（第6号）

平成27年3月19日（木曜日） 午後1時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第50号 平成27年度柴田町一般会計予算
- 第 3 議案第51号 平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第52号 平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計予算
- 第 5 議案第53号 平成27年度柴田町介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第54号 平成27年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 7 議案第55号 平成27年度柴田町土地取得特別会計予算
- 第 8 議案第56号 平成27年度柴田町水道事業会計予算
- 第 9 報告第29号 専決処分の報告について（平成26年度柴田町公共下水道事業大原汚

水幹線工事請負変更契約について)

- 第10 報告第30号 専決処分の報告について（平成25年度槻木小学校プール改築工事（建築工事）（繰越明許）請負変更契約について）
- 第11 議案第76号 副町長の選任について
- 第12 議案第77号 平成25年度（仮称）さくら連絡橋新設工事（債務負担行為）委託変更契約について
- 第13 議案第78号 平成25年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（桁架設）（繰越明許）請負変更契約について
- 第14 議案第79号 平成26年度柴田町一般会計補正予算
- 第15 議発第1号 柴田町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第16 陳情第12号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情
- 陳情第13号 地方教育行政法の改正にともなう教育委員会制度改革に関する陳情
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 再会

○議長（加藤克明君） 再会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において5番斎藤義勝君、6番平間奈緒美さんを指名いたします。

日程第2 議案第50号 平成27年度柴田町一般会計予算

日程第3 議案第51号 平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算

日程第4 議案第52号 平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計予算

日程第5 議案第53号 平成27年度柴田町介護保険特別会計予算

日程第6 議案第54号 平成27年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第7 議案第55号 平成27年度柴田町土地取得特別会計予算

日程第8 議案第56号 平成27年度柴田町水道事業会計予算

○議長（加藤克明君） 日程第2、議案第50号平成27年度柴田町一般会計予算、日程第3、議案第51号平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算、日程第4、議案第52号平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計予算、日程第5、議案第53号平成27年度柴田町介護保険特別会計予算、日程第6、議案第54号平成27年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第7、議案第55号平成27年度柴田町土地取得特別会計予算、日程第8、議案第56号平成27年度柴田町水道事業会計予算、以上7件を一括議題といたします。

議案第50号から議案第56号までは予算審査特別委員会に審査を付託しておりましたので、高橋たい子委員長から審査結果の報告を求めます。委員長、高橋たい子さんの登壇を許します。

〔予算審査特別委員会委員長 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（高橋たい子君） 予算審査特別委員会委員長の報告をいたします。

去る3月13日の本会議において、予算審査特別委員会に審査を付託されました議案第50号平成27年度柴田町一般会計予算、議案第51号平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算、議案第52号平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計予算、議案第53号平成27年度柴田町介護保険特別会計予算、議案第54号平成27年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算、議案第55号平成27年度柴田町土地取得特別会計予算、議案第56号平成27年度柴田町水道事業会計予算の7カ件については、3月13日、特別委員会を招集し、16日から18日まで関係担当者の説明を聴取して慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第50号から議案第56号までの平成27年度柴田町各種会計予算7カ件は、いずれもこれを原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、少数意見の留保はございませんでした。

以上、報告いたします。予算審査特別委員会委員長、高橋たい子。以上です。

○議長（加藤克明君） これより委員長報告に対する質疑に入りますが、議会運営基準により省略いたします。

これより討論に入ります。

議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。11番広沢真君。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） 11番広沢真です。

私は、議案第50号平成27年度柴田町一般会計予算案に対する反対討論を行います。

同僚議員の皆さん、アベノミクスという国の経済政策が示されてから数年が経過していますが、我々地方にいる者にとっては経済が上向きになっているとはとても実感できない日々が続いています。特に消費税の増税以来、物価の上昇とあわせても勤労者の実質賃金は下がり続け、例えば二、三日、ことしの春闘の結果で自動車大手などの労使交渉の結果などが出されていきました。その中では5,000円や4,000円というようなベースアップが報告されていきましたが、そのぐらいのベースアップではとても追いつかないぐらいの物価上昇と消費税の影響というのは深刻なものになっています。ましてや、地方の中小企業、町の業者に至っては言うまでもありません。

一方で、我々の最も関心のある点である地方自治体の財政ですが、今年度の国の地方財政計

画を見ますと、地方交付税で1,307億円、実質上の地方交付税とも言える臨時財政対策債は1兆702億円もの大きな削減が行われようとしています。総務省は、地方創生の上乗せをしているので平成26年度を上回っている水準というふうに言っています。しかし、皆さん、プレミアム商品券の財源ともなった交付金などを見ても、自由度の低い、ばらまきともとれる上乗せで、地方予算は実質的には明確に削減されています。このような時期に自治体はどのようにすべきか。当然、必要な財政措置を国に求めていくことは必要です。それと同時に、地域の経済振興に力を入れ、自主財源の確保に努めることは言うまでもないと思います。

その観点で柴田町の財政を見てみますと、健全な財政運営に努めようとしている姿勢と町民の要求にできる限り応えるという課題を両立させるため、大変苦勞して予算編成に努められているということは私も感じています。国の財政と比較しても非常に堅実に運営をされている、あるいは運営しようとしているというふうに思います。しかし、同時に、今年度の一般会計予算案には地域経済の振興と税収の増加を図る施策において、まだできる施策に取り組めていない、そのように感じています。

例えば、以前から私が一般質問などで取り上げてきましたリフォーム助成制度、これは柴田町では当初リフォーム助成制度として出発したものを東日本大震災後、震災住宅改修補助事業というふうな形で行われ、その際、地域への大きな経済効果とその後の税収のアップをもたらした施策であります。以前の私の一般質問に対する町長のご答弁は、経済効果も、それから税収アップの実績もお認めになった上で「これは最後の手段としてとっておきます」というご答弁でした。その最後の手段をいつ行使するのか、そのことが私と町長のお考えの違いになっているのではないかと今感じています。要は、どのタイミングでどこまで踏み込むかということでもあります。

実は、平成27年度の予算でお隣の岩沼市はこのリフォーム助成に取り組むことを決めました。以前の柴田町の制度と同じく20万円以上の工事に対して10万円の補助をするという中身で、当初予算では500件分、予算を確保した。そして現在は、関係者、商工会や、それから建設職組合あるいは業者団体などと一緒に市が要綱をつくっている段階であるというふうに聞いています。

市と町の違いがあり、財政状況も違いますから、単純に比較して、岩沼市でやっているから柴田町でもやらなくてはならないと言うつもりはありません。しかし、岩沼市が今回当初予算でリフォーム助成に踏み切るというのは、震災復興の中で特需とも言える建設あるいは業者に対する需要が収束に向いつつあるという判断からであると聞いています。津波の影響で大きな

被害を受けた岩沼市の市政がそのような判断をしたという事実は決して見逃せないのではないのでしょうか。

何度も言っていますが、リフォーム助成は地域経済の振興と、そしてまた税収のアップをもたらす施策であります。もちろんそれだけで柴田町の経済が大きくうまくいくということ言っているわけではありません。しかし、やれる手段をやっていないという点では、ぜひこの予算案に盛り込んでいただきたかったということも含めて上げておきたいということでもあります。

先ほど上げましたが、国の地方財政の考え方、今回、先ほども言いましたとおり上乘せをしているとはいえ、明らかに地方財政の削減に向かってかじを切っています。ですから、この先、例えば平成28年度、平成29年度に当たって地方交付税や臨時財政対策債の大きな削減を国が決定しないとも限りません。そのような中では柴田町としてもさらに踏み込んだ地域経済の振興策、税収をアップさせる施策、その施策を行う必要があると感じました。

同僚議員の皆さん、今後の財政を考えるに当たって、この議会の中でも議論になりましたが、税収のアップというのは翌年度以降に初めて効果としてあらわれてくるものであります。ことしを乗り切ったから来年は何とかなるというふうなところではないと私は考えます。今こそより一層踏み込んだ地域振興策、税収のアップ策を求める意味で、今回の一般会計予算には反対の意見を表明します。同僚議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

それと、ここでつけ加えさせていただきます。先般の介護保険条例の審議において、私は介護保険料の値上げに反対をしました。今回上程されている平成27年度介護保険の特別会計予算には当然この値上げされた保険料が予算の中に組み込まれ計上されています。保険料の値上げに反対したんだから、その値上げした保険料が含まれる予算にも反対するのが筋じゃないかと考える方がおられるかもしれません。論理上はそういう矛盾も含んでいますが、私はこの今回の介護保険の制度改編に当たって、介護保険料の値上げについては町の施策が原因になって値上げにつながっているということは考えておりません。さらには、介護担当者との懇談なども通じて、今後制度が変わっても介護保険加入者、利用者にサービスの抑制が起こらないように努力をするというお言葉もいただいております。

以上のような理由から、介護保険特別会計には反対をしないという結論に至りました。どうか皆さんのご理解を賜りたく思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。1番平間幸弘君。

〔1番 平間幸弘君 登壇〕

○1番（平間幸弘君） 1番平間幸弘です。

議案第50号平成27年度柴田町一般会計予算の原案に賛成の立場から討論いたします。

平成27年度は、当初予算としては過去最高の予算規模となり、前年度比17.7%増の135億364万6,000円となっております。公債費についても前年度比52.3%増加して17億3,940万円となっておりますが、一時的な規模拡大であり、財政調整基金等も10億円を確保していることから、財政規律を遵守した適正規模と判断します。

歳入は、町民税や固定資産税、たばこ税などの町税のほか、消費税率引き上げの影響も加味した地方消費税交付金や地方交付税、自動車関係諸税の交付金などの一般財源を精査して、実態に応じて積算し、その不足分については臨時財政対策債の発行や財政調整基金繰入金を充てています。

歳出には、生活基盤整備を優先に、道路関連経費や雨水対策事業、町営住宅建設事業などの都市基盤の整備経費を計上したほか、児童施設や教育施設の充実、観光施設の整備など、町民の要求に積極的に応えたものとなっております。昨年度に引き続き、防災拠点施設などに再生可能エネルギー等を導入するため、船岡生涯学習センター等に太陽光発電導入を図り、安全に安心して暮らせるまちづくりの実現にも配慮した妥当な予算編成だと評価しています。

今後も財政の健全性が堅持されるよう常に配慮されるとともに、大型の待機事業の事業化に当たっては将来の財政状況を十分に勘案した計画的な執行を要望するところであります。

以上のことから、平成27年度一般会計予算について原案のとおり賛成しますので、同僚議員の皆さんのご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（加藤克明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

採決は会計ごとに行います。

議案第50号平成27年度柴田町一般会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第50号平成27年度柴田町一般会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第51号平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第51号平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第52号平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第52号平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第53号平成27年度柴田町介護保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第53号平成27年度柴田町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第54号平成27年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第54号平成27年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第55号平成27年度柴田町土地取得特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第55号平成27年度柴田町土地取得特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第56号平成27年度柴田町水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第56号平成27年度柴田町水道事業会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 報告第29号 専決処分の報告について（平成26年度柴田町公共下水道事業大原污水幹線工事請負変更契約について）

○議長（加藤克明君） 日程第9、報告第29号専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第29号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、平成26年度柴田町議会9月会議で請負契約締結の議決をいただいた平成26年度柴田町公共下水道事業大原污水幹線工事の請負変更契約締結の専決処分についてであります。

主な変更内容は、阿武隈急行線送電施設との離隔確保のため、マンホール設置位置の変更による管布設延長及び補助推進工法の追加による増額の変更を行うものです。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分をしたので、報告するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） それでは、報告書の1ページをお願いいたします。

報告第29号専決処分の報告について、平成26年度柴田町公共下水道事業大原污水幹線工事請負変更契約についての詳細説明を申し上げます。

専決の期日は、平成27年3月17日になります。

3ページをお願いします。専決処分書になります。

専決処分の期日は、平成27年2月27日になります。平成26年9月19日に議決をいただきました工事請負契約につきまして、工事を進めてまいりましたが、一部変更が生じたことから、今回増額の変更をするものでございます。

変更の内容につきましては、事前にお配りしました関係資料のほうのA3判の資料でご説明申し上げますので、お開きを願います。

大原污水幹線、新大原・新田地区等の污水を受け持つ幹線の工事でございます。平成25年度から着手をしております。今年度引き続き施工延長320.5メートルを発注しまして施工を進めているものでございまして、町道中名生2号線、昨年の施工界からスタートしまして、阿武隈急行線ガードの交差点で西側に折れて新大原地区方向に布設をする路線になっております。

今回の工事区間で一番のネックは阿武隈急行線のガードの前でございます。設計時点から、道路には水道管350ミリが埋設されたり、あとは上空にはN T T架線、高圧送電線が存在していることは承知の上、マンホールの位置を決定したわけでございます。

改めて、発注後、現場の状況と使用する機械等のスペース等を考慮しましたところ、阿武隈急行線のいわゆる送電線等が隣接しているところでございますので、安全確保から離隔を確保するために、ここの113の1です、マンホールの位置を右側の中段の横断図にありますように水路側へ1メートル移動したものでございます。これによりまして、施工延長の増加が生じたものでございます。さらに、この古河都市下水路を横断するわけでございますが、松丸太の基礎ぐいが存在しておりますので、この基礎ぐいとクリアランス、離れでございますが、少なくなったわけございまして、万一このぐいに当たった場合でも確実に貫通できる鋼管推進を工法として追加をしたものでございます。

これによりまして、右側の上段の表に書いておりますが、施工総延長としまして、当初320.5メートルに対して1.6メートルふえまして、変更後322.1メートルとなるものでございます。その内訳は、400ミリの推進工法が当初228メートルに対して1.1メートルの増で229.1メートル、350ミリの推進工法が92.5メートルが0.5メートルふえまして93メートルとなるものでございます。鋼管の推進工法、これは水路横断部でございますので、5メートルというこ

とになります。これは施工延長には加えておりません。1号マンホール設置、汚水ますの設置等は変更ございません。

ということで、当初契約日が平成26年9月19日に議決をいただきましたので、それで契約をしまして、当初工期を平成27年2月20日ということで工期を進めてまいりましたが、調査や道路使用もしくは仮設道路等の準備工に時間がかかりましたので、平成27年3月31日まで延期する契約を平成27年1月20日付で交わしているところでございます。

現在はこの113の3と113の1、このワンスパンのみが今残っておりまして、現在進めているところでございます。

続きまして、専決処分書の3ページにお戻りを願ひまして、以上、先ほどの理由に申し上げましたことで、変更前の契約額9,823万円に変更額453万8,160円を増加し、変更後1億281万8,160円の変更契約を行ったものでございます。契約の相手は、柴田町船岡西一丁目2番5号、株式会社竹有土木となります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第29号専決処分の報告を終結いたします。

日程第10 報告第30号 専決処分の報告について（平成25年度槻木小学校プール改築工事（建築工事）（繰越明許）請負変更契約について）

○議長（加藤克明君） 日程第10、報告第30号専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第30号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、平成26年度柴田町議会10月会議で請負契約締結の議決をいただいた平成25年度槻木小学校プール改築工事の請負変更契約締結の専決処分についてであります。

主な変更内容は、槻木小学校の校庭側に配置となる外部トイレ用のスロープの形状変更及

びそれに伴う手すりの延長による増額の変更を行うものです。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） それでは、5ページです。

報告第30号専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。

これにつきましては、地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分するものです。

7ページをお開きください。専決処分書です。

平成26年10月17日議決されました平成25年度槻木小学校プール改築工事（建築工事）（繰越明許）請負契約につきまして、一部変更が生じたものですから、3月2日付で専決処分するものです。

金額につきましては、変更前1億2,744万円を122万5,800円増額しまして1億2,866万5,800円とするものです。

詳細につきまして説明させていただきます。

別紙資料、報告第30号関係資料をご参照ください。

今回の変更につきましては、汚水の排水勾配の関係で附属棟外部トイレの床の高さを上げたことから、スロープの形状及び長さを変更するものでございます。スロープにつきましては、当初6.2メートルの予定でございましたが、今回の変更によりまして11.3メートルということで、5.1メートルの長さを増加して変更するものです。スロープ手すりにつきましては、その形状に合わせまして14メートルを増幅して変更するものでございます。

今回につきましては、別紙平面図の左側が全体図です。右側が一部その変更された部分をお示ししているものでございます。当初、右側のスロープから真っすぐにおりてくるスロープを検討したものでございますが、高さが高くなったものですから、そのスロープにつきまして勾配が急になるということから、横のほうに変更しまして、スロープの長さを延長しまして、並びにスロープに合わせまして手すりを15メートルプラスするものでございます。

ということで変更しますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。この図面について質問がありますので、お願いします。

当初の図面でいきますとこのトイレのところがマイナス1,270という数字が出ているんですけども、これが改修のところではプラ・マイ・ゼロということで1メートルかさ上げするということになっちゃうんですけども、スロープの長さが9メートルほど長くなっておりまして、この勾配を考えていったときに、1メートルの勾配を変えていったのではこれでは物すごい急勾配になっちゃうんですけど、この数字は間違いはないんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 変更されたものにつきましては、今、右側にお示ししており、出口、トイレからの出口がフラットの状態でありまして、そこから15分の1のスロープが下っておりまして、その真ん中がまた踊り場がありまして、一番下までの地面に着くのが15分の1のスロープとして対応したもので、十分対応しています。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ないようでございますので、以上で報告第30号専決処分の報告を終結いたします。

お諮りいたします。日程第11、議案第76号副町長の選任については、人事案件でありますので、全員協議会にお諮りしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。これより直ちに委員会室において議員全員協議会を開催いたしますので、ご参集願います。

それでは、ただいまから休憩いたします。

なお、議員全員協議会終了次第、再開いたします。

午後1時37分 休 憩

〔総務課長 水戸敏見君 退席〕

午後1時43分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

日程第11 議案第76号 副町長の選任について

○議長（加藤克明君） 日程第11、議案第76号副町長の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第76号副町長の選任についての提案理由を申し上げます。

その前に、昨年7月31日、前副町長の平間春雄氏の退任以降、きょうまで副町長の選任について諸般の事情により提案ができなかったことにつきましては、議員各位を初め町民の皆様にもご心配をおかけしたところでございますが、ここに来て提案できる運びとなりました。

それでは、副町長の選任についてご提案申し上げます。

現在空席となっている副町長につきましては、4月1日から水戸敏見氏を選任したくご提案申し上げます。

水戸敏見氏は、民間での勤務を経て昭和55年4月、柴田町に奉職して以来、企画財政課長、財政課長などを歴任し、現在総務課長の職を務めております。本人は行政政策に精通し、また明るく温厚な性格ゆえ、部下を初め町民からの信頼も厚く、公務に忠実な職員であります。これからの行財政運営の円滑な推進を図る上で、指導、監督等の面においてもその力を十分に発揮し、副町長としての責務を遂行してくれるものと確信しております。

何とぞご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第76号副町長の選任についての採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。〔総務課長 水戸敏見君 入場〕

日程第12 議案第77号 平成25年度（仮称）さくら連絡橋新設工事（債務負担行為）委託変更契約について

○議長（加藤克明君） 日程第12、議案第77号平成25年度（仮称）さくら連絡橋新設工事（債務負担行為）委託変更契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第77号平成25年度（仮称）さくら連絡橋新設工事（債務負担行為）委託変更契約についての提案理由を申し上げます。

現在、東日本旅客鉄道株式会社へ工事委託している工区において、委託の一部に変更が生じるため、委託内容の変更を行うものです。

主な変更内容は、軌道の安全確保に要する保安費の変更を行うものです。東日本旅客鉄道株式会社との協議が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、追加議案書3ページをお開きください。

議案第77号平成25年度（仮称）さくら連絡橋新設工事（債務負担行為）委託変更契約についての契約関係の説明をいたします。

この委託契約につきましては、平成25年10月9日の10月会議の議案第28号として当初の委託契約の承認をいただき、契約の締結を行い、さらには平成26年2月21日の2月会議の議案第58号として平成26年4月1日からの消費税及び地方消費税の税率改正引き上げの関係から契約金額の変更についての承認をいただき、委託変更契約の締結をしておりました。また、昨年平成26年12月11日の12月会議の議案第48号として、この工事におきまして道路施設と鉄道敷地の施工中に軌道上に変状、ずれ、動きがなかったことから、減額変更についての承認をいただき、変更契約を締結しておりました。

今回変更いたします内容といたしましては、工事工程の効率化により工期の短縮が図られ、その期間短縮により軌道の安全確保に要する保安人員等の費用を軽減することが可能となり、今回減額変更するものであります。

議案書、記の1、契約の金額について説明をいたします。

変更前の契約の金額は2億860万4,000円となっておりますが、内訳といたしまして、道路施設の工事費が1億9,000万円に消費税1,520万円を加算いたしました2億520万円と、消費税が対象外、非課税の鉄道敷地の管理費等が340万4,000円で、合計して2億860万4,000円となっております。今回の工事費の保安費等の変更による減額につきましては、工事費が596万4,000円とそれに伴う消費税47万7,120円の合わせて644万1,120円の減額となり、さらには非課

税分の鉄道施設の管理費で10万4,443円の減額となり、減額する合計金額は議案書の変更額654万5,563円となり、変更前の契約金額から差し引きますと変更後の契約額が2億205万8,437円となりました。

なお、契約の相手方は、東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所となり、工期は平成27年3月31日となります。

以上、契約変更内容についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 補足説明をさせていただきます。

ただいま財政課長の説明にありましたとおり、一部工程の中で工期の短縮化が図られて、保安員等の人員の軽減を図ることができました。その期間短縮につきましては、当初、けた架設、準備からかけるまで当初4カ月ほど予定しておりましたが、町発注の架設分につきましてもJRの請負業者である東鉄工業と一体施工ができることで1カ月の短縮が図られました。その関係から1カ月分の保安員の人数を減らすことができました。保安員としてはJRのほうでいろいろ定めがあるので、私たちは通常なかなかおつき合いしないんですけれども、工事管理者、列車見張り員、重機誘導員、それから交通整理員といった方々の人数が減ったものであります。

あわせて、一体工事ということになったことから、一部橋をかけた後、架設後に塗装を予定していた部分もあるんですけれども、地組みということで、桁製作したものを運搬してきたものを地上で組み立てをしたんですけれども、一体的にその中で塗装もできたということで、一部塗装の減額も含まれております。合わせて、先ほど申し上げましたとおり654万5,563円を減額させていただくものです。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号平成25年度（仮称）さくら連絡橋新設工事（債務負担行為）委託変更契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第78号 平成25年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（桁架設）
（繰越明許）請負変更契約について

○議長（加藤克明君） 日程第13、議案第78号平成25年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（桁架設）（繰越明許）請負変更契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第78号平成25年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（桁架設）（繰越明許）請負変更契約についての提案理由を申し上げます。

現在、町が発注している桁架設工区において請負契約額の一部に変更が生じるため、工事内容の変更を行うものです。

主な変更内容は、間接工事費の基準改定に伴う変更を行うものです。

請負業者との協議も調い、工事請負変更仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、追加議案書5ページをお開きください。

議案第78号平成25年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（桁架設）（繰越明許）請負変更契約についての契約関係の説明をいたします。

この建設工事請負契約につきましては、当初平成25年5月20日の5月会議の議案第2号として工事請負契約の承認をいただき、契約の締結をしておりました。今回変更いたします内容といたしましては、東日本大震災の被災3県で行われます工事について、労務単価の上昇、資材高騰等の影響から、国から通知により間接工事費に補正係数を乗ずる積算基準の改定があり、間接工事費が掛かり増しとなることから増額変更するものであります。

議案書、記の1の契約の金額の変更前の内訳は、工事費が1億1,300万円に消費税904万円を加算し1億2,204万円となっております。今回の間接工事費の基準改定により工事費の掛

かり増し額が1,167万9,000円の増額となり、それに伴います消費税額が93万4,320円となり、合わせて変更額の1,261万3,320円の増額となりました。変更額を変更前の契約の金額に加算いたしまして、変更後の契約金額を1億3,465万3,320円とするものであります。

なお、契約の相手方は、仙台市青葉区中央に所在いたします東鉄工業株式会社東北支店となります。工期は、平成27年3月31日となります。

以上、契約内容の変更の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 補足説明をさせていただきます。

ただいま財政課長の説明がありましたとおり、間接工事費について国からの通知ということなんですけれども、これは大臣官房技術調査官からの通知です。国からの通知を受けまして、被災3県は間接経費に変更が生ずるもので、当初から変更契約の際に改めるということで進めておりました。通知については、平成26年2月3日にいただいておりました。

大きくは間接工事なんですけど、あわせて直接工事費、実際の工事の部分も積算をしておりますけれども、わずかですけれども、工事部分につきましては、当初予定していた落橋防止ということで、橋を落ちない耐震性を高めるものなんですけれども、もう一つ不足があるということで、1基追加をしているんですけれども、その追加をし、合計額としては工事費としては48万3,000円ということで、トータルの工事では減ったんですが、先ほど申し上げましたとおり経費の加算で積み上げた結果、先ほどの金額のようになります。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号平成25年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（桁架設）（繰越明許）請負変更契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第79 平成26年度柴田町一般会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第14、議案第79号平成26年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第79号平成26年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、国の平成26年度補正予算に盛り込まれた地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策による地域住民生活等緊急支援のための交付金を充当して、柴田町が取り組む事業費を措置するものです。また、繰越明許費の追加及び債務負担行為の廃止をあわせて行うものです。

歳入歳出それぞれ1億140万3,000円を増額し、補正後の予算総額を124億6,054万7,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 説明に入ります前に、既に正誤表を渡しておりますが、議案書に一部誤りがありましたので、訂正し、おわびを申し上げます。今後十分気をつけてまいりたいと思います。

それでは、追加議案書7ページをお開きください。

議案第79号平成26年度柴田町一般会計補正予算についての詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億140万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ124億6,054万7,000円とするものであります。

9ページになります。

第2表繰越明許費補正の追加11件の事務事業は、国の地方創生関連の補正予算として地方への好循環の拡大に向けた緊急経済対策に呼応し対応した、本町で実施する事業となり、年度内に完了しない見込みであることから繰越明許を行うものであります。

10ページになります。

第3表債務負担行為補正の廃止1件になります。先日の3月会議の議案第70号平成26年度柴田町一般会計補正予算の追加債務負担行為と説明いたしましたPRビデオ作成業務委託料になりますが、この事業が地方創生先行型の地域資源を活用した小さな拠点整備事業として採択されたことから、補正予算でお認めいただきました債務負担行為補正につきまして、廃止とさせていただきますのものであります。また、平成27年度当初予算でお認めいただきましたPRビデオ作成業務委託料の全額を直近の会議の補正予算で減額し、補正計上することとなります。

12ページになります。

これより歳入歳出の事項別明細となります。

歳入です。

15款2項5目3節総務費国庫補助金として、全額国より交付を受け、地域住民生活等緊急支援交付金として地域消費喚起・生活支援分として6,003万円と、地方創生先行分として4,137万3,000円の合わせて1億140万3,000円の交付額を計上するものであります。

13ページになります。

これより歳出です。

2款1項4目19節、地域づくり補助金の20万円は不用見込み額として減額するもので、今回補正計上いたします全ての11事業が平成27年度への繰り越し事業となることから、ただいま説明いたしました歳入の地域住民生活等緊急支援交付金の端数の補助対象金額の足切りに対応するための財源として、13目、14目にそれぞれ10万円ずつを組み入れ、財源対応しております。

13目地域消費喚起・生活支援事業費6,013万円につきましては、右側の説明欄のゴシック体で事業内容に記載があります4事業となります。

乳児おむつ購入券助成事業につきましては、支給対象乳幼児を養育する保護者に乳幼児1人につきおむつ券として商品券5,000円分を配付するものであります。支給対象乳幼児につきましては、平成27年4月1日を基準といたしまして、平成24年4月2日から平成27年4月1日までに生まれた子供が対象となります。

消費喚起プレミアム商品券発行事業につきましては、商工会が事業主体となり、3割増し商品券を1万5,000セット発行するものです。販売価格1セット1万円のものに3,000円のプレミアムを上乗せした1万3,000円分を大・中規模小売店と地元の小規模事業所等で使える共通商品券が6,500円分と、地元の小規模事業所等のみで使える専用券6,500円分の組み合わせの1万3,000円分となります。

介護家族リフレッシュ事業につきましては、在宅での介護家族の負担軽減に対し5,000円分

の商品券を配付するものであります。支給対象世帯は、平成27年4月1日を基準日とし、要介護認定3、4、5の家族を在宅で介護している世帯となります。

東日本大震災避難生活者支援事業につきましては、東日本大震災により被害を受け、本町に避難し応急仮設住宅に住んでいる被災者に対し1人当たり5,000円分の商品券を配付するものであります。

下段の11節需用費から19節負担金補助及び交付金まで4つの事業のそれぞれの経費を計上しております。

下段の14目地方創生先行事業費4,147万3,000円につきましても、右側の説明欄の事業内訳のうち一番上の空き店舗を活用した福祉拠点整備事業につきましては、いろいろな発達や行動上の問題を抱える子供たちを安心して育てることができるための福祉拠点の整備を行う事業者を支援する事業となります。

異業種ビジネスチャンス支援事業につきましては、企業の多種多様な交流や連携を応援して、経営基盤の弱い企業と地場産業の育成を支援する事業となります。

若年者等職場定着支援事業につきましては、町内中小企業の若者等の離職を食いとめるためのセミナー開設を支援するものであります。

地域資源を活用した観光振興事業につきましては、花のまち柴田の知名度アップと観光客を呼び込み、観光人口のアップを図るための観光振興を図る事業者等々を支援するものになります。

柴田の6次化支援強化事業は、地元産のぜいたく味噌の姉妹品として新たにくるみみその開発とともに、雨乞のユズの粉末やペーストの開発に向けて支援するものになります。

総合戦略策定事業は、魅力的な形成景観と人と人との交流を切り口に、良質な雇用と人口の還流を生み出す柴田町総合戦略を策定するために必要な専門的な調査等を実施するものであります。

地域資源を活用した小さな拠点整備事業は、地域資源を有効に活用し、フットパスコースの整備や美しい環境づくりに磨きをかけ、町内の回遊性を高めるとともに、にぎわいのある拠点整備を行い、中山間地における買物や交流を通じて地域ビジネスの創出を支援するものであります。

下段の7節賃金から次の14ページの19節負担金補助及び交付金までの7つの事業のそれぞれの経費を計上しております。

14ページの15節、富上生涯館改修工事100万円につきましては、地域資源を活用した小さな

拠点整備事業として、富上生涯館の屋根、雨どい等の外装の改修工事を行うものになります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1点目は13ページの真ん中あたりに東日本大震災避難生活者支援事業委託料とございますが、町内に避難してきている方の確認というのは町でどのようにして行って、今回の支援事業の対象者というのはどのくらいになるのか。それから、対象になる方には何か町のほうから通知して、今回柴田町としてこういう支援事業をやりますから例えば申請してくださいとか、役場に取りにきてくださいとか、そのやり方をどうするのか確認したいと思います。これが1点目です。

それから、2点目、地方創生先行事業費ということでいろいろ事業内訳書いてあって、先ほど最後に、富上生涯館の改修工事のことが、拠点整備事業でしたっけ、今後、これ繰り越しをして平成27年度以降にいろいろやるんでしょうけれども、予算書なんかに計上されるときは総務管理費の中に一括して地方創生先行事業ということで出されるのか、関係する各課の科目のほうに場合によっては予算計上されるのか、そこを確認したいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 福祉課のほうからご説明させていただきます。

東日本大震災避難生活者支援事業でございますけれども、このデータは市町村では持っておりません。県のほうで持ってございまして、県から市町村に通知が来るということになっております。こちらの現在予算、積算しましたのは12月末日ということで、県から来ているデータとなっております。

また、2点目の対象者でございますけれども、107世帯290人ということで、年末のデータとなっております。

また、3点目の住民の方から申請もらうんですかというお話ですけれども、申請もらわずに、県からデータが参りますので、そのデータをもってこの避難の方々にご送付するという手はずでいるところでございます。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、地方先行型については、補正予算ということで、予算の中で一括して全て管理をしていくという形に考えております。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。再質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 最初の県から、言うなれば例えば福島県とか岩手県から宮城県とか柴田町に来てるといふことで、県からそういうデータが来てるといふことなんでしょうが、逆に言えば県は市町村の住民票の移り変わりといふか、そういう変更とかをもとにこの人は大震災の避難者といふふうにみなすといふんでしょうか、これ逆のような気もするといふか、町としてはわからないわけですね。私が聞いたかったのは、例えば今言った岩手県とか福島県とか、ほかからでもいいんですが、避難してきて柴田町に住民票を移した、その時点で例えば柴田町としては、この人は大震災絡みで避難してきてる人といふふうに見るといふんでしょうか。特に私がお聞きしたかったといふのは、実は私のうちのすぐ近くにも福島県の飯舘村といふところから避難してきた人がいまして、うちの古い貸し家を借りているんですが、その人に懇ろに言ったんです。近くの民生委員によくいろいろ言いなさいと、そうすれば町にいろいろ伝わって、こういう何か対象者、支援事業なんか行われたときにはあなたは対象になると思いますと、そうでない場合によっては漏れることもあるといふようなことを言っていたもんで、その方も漏れないように、町として生活者支援事業といふのをやる、そのやり方、漏れないように私はやってほしいと思うので、もう一回、県からデータもらったじゃなくて、市町村からデータを出したことをもとに県が今回指定してくるといふんでもないんですか。そこだけちょっとお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 107世帯というお話をさせていただきました。これについては飯舘村ですとか、また県内の仙北のほう、海岸のほうとかといふことで、町内に来ているといふデータを、気仙沼市とか南相馬市とかといふデータにつきましては県のほうで管理をしております。町では県から頂戴したデータといふことで、今回その町民の方、ほかの他町村から柴田町に住民票を移して住民になってる方もいらっしゃいますし、現在まだ住民登録はほかの市町村という方もいらっしゃいます。そういったデータは県を通じてうちのほうに入ってくると。また、福島県のデータが宮城県に入ってくるといふことになっておりますので、漏れるといふことは県のほうのデータはないといふふうに捉えているところであります。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 補足したいと思います。

東日本大震災で被災された方においては、応急仮設住宅といふことで県のほうからの支援を受けている方が県に必ず登録をして住宅の支援を受けていると。そういう方を町が情報として

いただいて、その方たちを今回支援すると、そういうような流れです。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。じゃ再々質問になります。

○14番（舟山 彰君） この生活支援事業については、きょう例えば決めたとして、早ければ4月1日とかの交付ということは無理ですからあれですけども、周知の方法が一つ。それから広報しばた、まずは15日のお知らせ版とかで、その後役場から例えば通知が来なかったというようなことで、私が漏れてるというような人はあり得ないということですか。今、県が応急仮設とかに住んでる人ということで把握してる人はいいんですけども、それ以外の万万が一漏れてる人というのが、もしも広報しばたとかお知らせ版を見て、何か1カ月たっても通知が来ないということで、役場に問い合わせしてくるという可能性はないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 周知の仕方です。4月1日のお知らせ版において、本日提案された内容が可決されれば、広報紙に概要をまず町民の方にお知らせするという形になります。それから、プレミアムとかいろんな商品券、あと生活支援の商品券等については5月連休後、5月中の発行を目標にしておりますので、その期間の中でいろいろと機会を使いながら、商工会と連携しながらPRをしていくという形になります。

それから、先ほどの漏れてるというようなところなんです、その辺の周知もしますが、今回はあくまでも県に登録している方で応急仮設住宅の認定を受けている方を対象に今回人数を積算させていただいたということです。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。5番齋藤義勝君。

○5番（齋藤義勝君） 5番齋藤です。

14ページの19節負担金補助及び交付金の中でお聞きします。

この中で異業種ビジネスチャンス支援事業補助金400万円計上しておりますけれども、これはどういった業種のマッチングを考えているのかという点。あと一つは、空き店舗を活用した福祉拠点整備事業とありますけれども、これはこの前の資料をいただいたのには自閉症スペクトラムの子供たちを安心して育てるための事業と、そして雇用者が8人とあるんですけども、これの具体的な説明を求めます。

それと、この地方版総合政略で、国のほうでは有効な事業にはこれからこういった事業に平成28年度以降手厚い支援をすると、こういうふうになっているんですけども、この中で、国のほうから有効でないと、そういう判断をされた場合、町はその後この事業を支援していくのかどうか、その辺の見解をお伺いします。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 1点目の異業種ビジネスチャンス支援事業の補助金の中身なんですけれども、ものづくりの新事業を創出するため、柴田町にあります小規模の工場等を持つそれぞれの技術の交流を通しまして新たな仕事や新製品を開発するというものに対する支援を行っていくものでございます。

○議長（加藤克明君） 次に、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 2点目の空き店舗を活用した福祉拠点整備事業でございます。先ほど議員おっしゃったように、自閉症とか障がいをお持ちの子どもさんとか保護者を対象にして、3月1日、アスム療育・研修センターというのが立ち上がりました。場所は、空き店舗ですから槻木駅前のカネカになります。3月1日から事業を開始して、本格的には平成27年度からという形になるかと思えます。

内容は、自閉症をお持ちのお子さん、いろいろ自閉症の形があると思えます。個人個人その内容が違うということで、その方に合ったオーダーメイドの支援をどうするかというのを母親、保護者に研修を通して指導していくという内容でございます。将来的には就職とかそういう支援までいければいいというふうなことはお聞きしております。2月に事業説明会が、私のほうも出席をしてきましたけれども、60人近くの該当者というか、お母さん方が見えてたということをお聞きしております。そこに家賃とか、カネカの中を改修するときの費用とか、そういうのを補助するという内容でございます。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 3点目の総合戦略の考え方についてです。

今回の平成27年度は今後5年間、平成27年から平成31年度までの5年間の地方版戦略の中で、まず先行、先に取り組むものというようところで事業を国のほうに提出をさせていただきました。この結果については、PDCAということで、事業実施に当たっては必ず検証しなさい、検証委員会を実際的には町の中につくる。その事業に対して1年後検証を踏まえながらこれについての有効性とかの確認をして、町としてなぜこの数値がそこまで上がらなかったのかとか、そういうようところで事業の優先度、重要度を高めていって、最終的には仕事、人の流れ、こういうようなものに結びつくような結果に、5年の結果の中で持っていく。こういうシナリオでやっております、あくまでも国が認定することではなく、市町村にその権限は委ねられているというところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 先ほどの異業種ビジネスチャンスのところで、開発支援、商品取り組み案件1件という資料をこの前いただいたんですけども、これはどんな案件なのか。

あと一つ、先ほどの自閉症スペクトラム事業の件ですけども、先ほど答弁で、これは対象人数が60人と捉えてよろしいんですか。何か60人ぐらいの子供さんがあるとかで、その辺ちょっと確認したいんですけども。以上です。

○議長（加藤克明君） 1点目、商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 本事業における重要業績評価指標の中に、開発支援、商品取り組み案件ということで、1件ということですけども、これにつきましては、先ほど説明しましたとおり、ものづくりを行っている工場とかそういったものの技術、ノウハウ、そういったものをお互い交流することによりまして新たな製品というものを開発していく、そういったものを商品としてつくっていく、そういうような取り組みのことでございます。以上です。

○議長（加藤克明君） 2点目、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 私のほうの説明不足で大変申しわけございません。

60人と言ったのは、2月に事業説明会が開かれました。そのときにいろいろ関係者にチラシを配ってきてくださいという案内をしていたそうです。その案内をもとにそれに興味があるというか、どういう事業をするのかという、来たお客様が60人ということで捉えております。自閉症の数は、申しわけありません、私のほうでは捉えてございません。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

13ページ、最初に地域消費喚起・生活支援事業費のほうなんですけれども、委託料と補助金との違いがよくわからないんです。例えば、乳児おむつ購入券は、お知らせ版に載せた後、どういうふうにお子さんのいる家庭に配付されるのか、まずそこを知りたいんです。それがどうして委託料というふうな節になるのか、そこがわかりません。補助金のほうは、この場合はプレミアム商品券なので商工会のほうで販売して、その差額分を町が補助するという形での補助金かと思うんですが、そこについて。

それから、地方創生先行事業のほうなんですけど、そちらも14ページの委託料と補助金の違いについて伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それではご説明します。

地域消費喚起・生活支援の委託料と補助金の違いです。補助金については、業務一切をお願

いするというようなところで、商工会が主体になるという位置づけです。委託料については、町が事業主体というような事業形態で、委託料と補助金というような違いがまずあるというところでは、

続いて、14ページです。

これについても、委託料というようなところで、これについては町が主体的に事業を実施する分について委託料を計上しております。負担金については、事業者、業者、こういうような関係する組織に補助金として活動を支援するというような違いで計上させていただいております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 一般的に委託料というと町が委託をするというふうにとるんですが、これは国から委託されたんでしょうか、何か不思議だと思って見ていたんですけれども、もうちょっともし説明があれば。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 申しわけありませんでした。ちょっと説明が、委託料の、足りませんでした。

今回、商工会に商品券の交換等を全てお願いするというようなところで、事務的なものは町が主体的に交付をしますけれども、換金等については商店と商工会、その部分についての委託料というようなところで計上させていただいたというところでは、

ですから、この乳児おむつ購入券というのは、1人当たり5,000円掛ける該当者分の金額を商工会に委託をすると、換金を委託すると、こういうようなところの委託料を3つ計上させていただいたというところでは、

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。

先ほども話出ました14ページの異業種ビジネスチャンスの件について、もうちょっとお伺いしたいと思います。

これは前に説明受けたときに、NPOに依頼するという話あったんですけれども、私、記憶が間違いでなければ、たしか2人ぐらいでやってるNPOでなかったかと思うんですけれども、そこでいいのかどうかということ。

それと、ものづくりのマッチングという形なんですけど、これは柴田町だけを考えているんでしょうか、それとも他町でもそういったつながりができてくればそれでもオーケーという話で

考えておられるのか。

それと、前の商店のほうの振興策でお伺いしましたときに出了た県のほうのよろず相談所があるんですが、そちらのほうはどういうふうな形でこの事業に關与してくるのか。

以上3点教えていただきたいと思ひます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 異業種ビジネスチャンス支援事業補助金なんですけれども、これにつきましては補助金ということで、先ほど秋本議員おっしゃったとおりNPO法人仙南広域工業会のほうに補助するものでございます。あと、事務局と申しますか、仙南広域工業会のほうに柴田町のほうにあるんですけれども、ものづくりの關係で他町との連携というのでも発生する場合はそういったこともかかわってくると予想されます。

最後に、よろず相談所の關係なんですけれども、このよろず相談所の關係とは今回の異業種ビジネスチャンス支援事業補助金については特にかかわりはございません。

○町長（滝口 茂君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） よろず相談所のほうは、あえて、県のほうだと思ひなんですけれども、關与しないということなのか、それともこちらから相談しないということなのか、どちらでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今回の異業種ビジネスチャンス支援事業の中で、直接このよろず相談所とのかかわりはないということになります。あくまでよろず相談所につきましては主に商工会の關係でいろいろな相談と申しますか、中小企業はもちろんなんですけれども、商店からの相談が発生したときに、よろず相談所、宮城県商工会連合会ですか、そちらのほうに事務所がありますので、商工会を通した事業ということになりますので、今回の異業種ビジネスチャンス支援事業とは直接かかわりはありません。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。3番吉田和夫君。

○3番（吉田和夫君） 3番吉田和夫です。

消費喚起には大変期待しておりますし、5月連休明けに一応発売予定ということでしたので、大変期待しております。

3点ほどお伺ひします。

先ほどのご説明で、1万円で1万3,000円のプレミアムがついて、6,500円プラス6,500円、その6,500円は大規模小売店と、それから町内の6,500円というふうにご説明あったようだけれ

ども、大規模店というのは具体的にどんな店なんでしょうか。

もう一つ、6,500円プラス6,500円とありましたけれども、1,000円券が入っているのか、500円券が26枚なのか、この辺のところ具体的にもしわかれば教えていただきたいと思います。

3点目に、乳児おむつ購入券とか、それから介護家族リフレッシュ事業、5,000円いただけるんですけども、例えば乳児おむつ購入券の場合、おむつだけなのか、あるいはおむつでなくとも5,000円分いろいろ使えるのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） プレミアム商品券の1点目の関係なんですけれども、まず大規模小売店というのは、名前上げるとあれなんですけれども、町内にあります大型スーパーといえますか、イオンとかヨークベニマル、そういったところでも使える商品券になります。ほかの半分出します6,500円、半分出ています分につきましては町内の商店でしか使えない券と半分ずつに6,500円・6,500円となっております。当然大規模小売店のほうでも町内での商店でも使うこともできます。共通券になっております。

また、2点目の券の内容なんですけれども、使いやすいようにということで、500円の券ということで想定しております。以上です。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 乳児おむつ購入券の関係でございます。あくまでも対象者はゼロ歳から2歳までのおむつを使っているだろうというご家庭になります。その関係で、おむつ購入券の助成という形にはします。ただ、内容はプレミアム商品券と同じように500円の12枚ということで、使う用途は限定はしないという形になります。

500円掛ける10枚です。大変失礼しました。5,000円という形になります。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○3番（吉田和夫君） ないです。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。2番桜場政行君。

○2番（桜場政行君） 確認なんですけれども、プレミアム商品券6,500円・6,500円、片方の6,500円は大規模小売店とか、もしかするとコンビニでも使えるかもしれない。もう一つの6,500円は基本的に地元の商工会のほうに加入している方という説明だと、私が聞いてたのと違って、1万3,000円そのものは商工会加入のお店全てで使える、ただし6,500円分は商店街でも使えるし、大規模小売店でも使えるというふうに捉えていたんですけども、どちらなのか。

もう一つ、この議会の議決を経て、もちろんこれから動くことなんだろうけれども、実際

商工会のほうとしては地元の大手のスーパーとかコンビニのほうにはそういった打診をして多少了解は得ているのでしょうか。以上2点お伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 説明ちょっと不足して申しわけございません。

まず、大・中規模小売店と小規模事業所とで使える共通券ということで6,500円、つまり大規模小売店でも使えますし、地元の小売店でも使える、そういった共通券が6,500円分、そしてあくまで小規模事業所等だけで、町内の小売店だけで使える分が6,500円ということになります。

また、商工会を通じて、2点目の関係なんですけれども、商工会を通じましてそういった大・中規模小売店等とは話は進めております。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問いいですか。

○2番（桜場政行君） はい。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号平成26年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の日程に入る前に、先ほど日程第10で報告がありました報告第30号に関しまして補足説明の申し出がありましたので、これを許します。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 先ほど秋本議員が質問されました、高さどれぐらい上がるのかという話で確認しました。35センチ上がるということです。当初10センチぐらいの段差というふうに考えておりました、緩やかに地面から普通に上がれる状態で考えておりましたが、今回35センチ上がるということで、プラス・マイナス・ゼロというのはこのトイレの高さから地面、最終起点がマイナス50ということで、ここが若干低いところなので、マイナス50となって表示されておりました。ですので、高さ的には10センチから35センチになって45センチ上がったという、その高さです。ということです。よろしくお願ひします。

日程第 15 議発第 1 号 柴田町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第15、議発第 1 号柴田町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。13番水戸義裕君の登壇を許します。

〔13番 水戸義裕君 登壇〕

○13番（水戸義裕君） 13番水戸義裕であります。

ただいま議題となりました議発第 1 号柴田町議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、国において教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者である新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正とあわせ、地方自治法第121条に規定される長及び委員長等の出席義務について改正がありました。これに伴い、当町議会でも準拠している標準町村議会委員会条例についても改正があったため、柴田町議会委員会条例第17条出席説明の要求について「教育委員会の委員長」への出席説明の要求を「教育委員会の教育長」に改めるものです。

なお、施行期日は平成27年4月1日からとじていますが、附則第 2 項で経過措置の規定があります。

以上、同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議発第 1 号柴田町議会委員会条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16 陳情第 1 2 号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法

律の制定を求める陳情

陳情第13号 地方教育行政法の改正にともなう教育委員会制度改革に 関する陳情

○議長（加藤克明君） 日程第16、平成26年度陳情第12号及び平成26年度陳情第13号については、議会運営委員会の協議により配付のみの取り扱いといたします。

これで本定例会に付された事件は全て終了しました。

休会前に、町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 議長のお許しをいただきましたので、平成26年度柴田町議会3月会議の終了に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

今回の議会では、一般質問が15人で、3日にわたる日程となりました。また、提案申し上げました平成27年度当初予算案を初めとする議案では、人事案件2件、条例案件12件、平成26年度各種会計補正予算、平成27年度各種会計当初予算、追加案件として人事案件1件などを含め31件、全て原案で可決いただきました。大変ありがとうございました。

今回の一般質問では、教育、子育て、環境問題、道路等の整備、観光、福祉対策、財政見直しなどさまざまな提案がなされました。限られた予算の中で財政規律を守りながら適正な行政サービスを提供し、住民の要望や地域の課題の解決に応えられるよう効率的で機動的な財政運営を図ってまいります。

今後控えている総合体育館、図書館、学校給食センター等の大型プロジェクトへの投資につきましては、基金等の積み上げを行い、後年度に大きな負担を生じさせないための財源措置が必要となります。そのため、建設時期については、公共施設マネジメントとの兼ね合いもありますので、議員の皆様と大いに議論し決定をさせていただきたいと考えております。

また、地域活性化、地方創生に関するご意見等もいただきました。地元での消費喚起と地域経済の活性化を図るため、国の地域住民生活等緊急支援策を活用し、3割増しのプレミアム商品券の販売や乳児おむつ購入券の助成など、地方創生先行事業としては異業種ビジネスチャンス支援事業として新たな仕事や新商品を開発する事業などの支援を行ってまいります。

いよいよ3月29日には待望のしばた千桜橋が開通を迎えます。今回の議会では桜まつりでのトイレ整備や町の観光資源の活用、観光施策に関するご提言もいただきましたので、議員の皆様、町民の皆様とともに、花のまち柴田のさらなる魅力を国内外に発信し、四季折々のイベントをより充実させ、交流人口の増加を図り、1年を通して観光客を呼ぶことで、にぎわいや仕

事おこしに結びつけ、地域経済の活性化を図ってまいります。

最後になりますが、本会議で議論いただきました諸施策、事業については、優先順位、緊急度、また国や県の支援策等を勘案しながらまちづくりを進めていきたいと思っております。

平成26年度も残りわずかとなりましたが、1年間にわたる議員各位のご指導に感謝を申し上げます。特に平成27年度は新たな副町長とともに、第5次柴田町総合計画後期基本計画の実現に向けた取り組み、特に国の地方創生に基づく総合戦略の中でのフットパス構想の実現に向けた取り組みに着手していきたいと考えております。今後とも議員各位のご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げまして、休会に当たり御礼のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

- 議長（加藤克明君） 本日の会議において副町長の選任に同意されました水戸敏見君から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

〔総務課長 水戸敏見君 登壇〕

- 総務課長（水戸敏見君） 選任同意ありがとうございました。感謝を申し上げます。

3月末で定年退職になります。退職の後は女房とオシドリになるんだろうというふうに思っていたんですが、まだ心のどこかで議会と一緒に進めてきたこのまちづくりをもう少し見ていたいという気持ちもありました。今回の同意はその願いをかなえていただいたものと思います。改めて感謝を申し上げます。

昭和55年、35年前ですが、役場に入りました。そのときの課長が、今は葛岡にいらっやいますが、高橋敏朗課長でした。私きっと小生意気だったんです、何回も怒られ、小言を言われました。その中で「役場って何で役場っていうか知ってっか。役場は役に立つ人間のいるところだ」と言われた言葉が残っています。ほかの小言は全部忘れたんですが、その言葉だけがまだ耳に残っています。

4月から副町長を背負うことになります。原点の言葉ですので、役に立つ場所、職員、それを育てることに力を尽くしたいと思います。もちろん町長の補佐もしっかり務めます。

本日は、ご同意に感謝するとともに、変わらぬご指導をお願いいたしまして、挨拶といたします。どうもありがとうございました。（拍手）

- 議長（加藤克明君） これで本日の会議を閉じますが、議長からご紹介いたしますので、ご起立をいただきたいと思います。

会計課笠松会計管理者、総務課水戸課長、財政課桑島公共工事検査監、農政課大場課長、上下水道課平間課長、槻木事務所半沢所長、子ども家庭課長谷川課長。

このたび、笠松洋二会計管理者、水戸敏見総務課長、桑島康明公共工事検査監、大場勝郎農政課長、平間広道上下水道課長、半沢美智子槻木事務所長、長谷川敏子ども家庭課長、7名の皆様は、この3月末日をもって退職となります。議場の皆さんから大きな拍手をもって労をねぎらいたいと思います。大変ご苦労さまでございました。（拍手）

お座りください。

これをもって平成26年度柴田町議会3月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時47分 休 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年3月19日

議 長

署名議員 番

署名議員 番